

## 学校法人千葉学園 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人千葉学園（以下「学園」という。）の評議員の報酬に関する事項を定める。

(評議員の定義)

第2条 この規程で評議員とは、学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定める者をいう。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、別表の通りとし、評議員手当として支給する。

2 学園の職員から選任されて評議員に就任した場合は、別表の評議員（学内）手当を支給する。

この手当には、所属長給与規程、教育職員給与規程、教育職員賞与規程、事務職員給与規程、事務職員賞与規程、退職金支給規程及びこれらに関連する教職員の給与等を定める諸規程、諸規則、内規に基づくものは含まない。

(報酬の計算期間)

第4条 報酬の計算期間は、当月1日から起算して当月末日までとする。

(報酬の始期及び終期)

第5条 新たに評議員となった者に対しては、就任日から起算して支給するものとする。

2 評議員が退任又は死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

3 報酬の計算期間の途中で役員等に就任したときは、それぞれの報酬額を日割りで計算して支給する。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、別に定める場合を除き、毎月1回その月の24日に支給する。ただし、その日が休日又は銀行休業日に当たるときは、その前日に支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨で直接、その全額を支給する。ただし、評議員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の本人名義の預金口座に振込むことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令及び協定等で定められたものについては、予め控除して支給する。

3 本人死亡の場合は、関係諸法令の定めるところに従い、遺族に支給する。

(報酬の改定)

第8条 評議員の報酬改定は、原則として、年度当初に役員等報酬検討委員会の答申を踏まえ理事長が決定する。

(退職金の支給)

第9条 評議員が退任したときは、以下の通り退職金を支給するものとする。

2 評議員に就任していた者が、任期満了あるいは自己都合により退任する場合の退職金支給額は、役職別基準額に役職在任期間（年数）を乗じて算出した額とする。

3 前項にいう役職別基準額は、25,000円とする。

- 4 評議員が任期満了に伴って再び同一の役職に就任したときは、引き続き在任したものとみなす。
- 5 評議員が任期満了に伴って異なる役職に就任したときは、前の役職は、任期満了の日をもって退任したものとみなす。
- 6 退職金は、受給者が負担すべき額を控除した後、本人に支給する。  
(弔慰金の支給)

第10条 評議員が死亡したときは、弔慰金を支給するものとする。

- 2 弔慰金の支給額については、前条に準じて計算し理事長が決定するものとする。
- 3 弔慰金は、学園が受給者として認めた遺族に支給する。  
(在任期間の計算)

第11条 在任期間の計算は、評議員として就任した日から退任又は死亡した日までとし、1ヵ月未満の端数があるときは1ヵ月として計算する。  
(費用)

第12条 評議員には、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。なお、学園の職員から選任された理事は、職員旅費規程に基づいて支給する。

- 2 評議員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。  
(手当)

第13条 評議員（学外）が、委員会等の委員に委嘱された場合、手当を支給する。

- 2 手当は、次の各号の全てに該当するときに支給する。
  - ①理事長もしくは所属長が設置を認めた委員会又は会議体であること。
  - ②委員には、当該身分で委嘱されていること。
  - ③委員の委嘱について、事前に理事長が承認していること。
- 3 手当は、委員会等に実際に出席した場合に支給することとし、その額は1日あたり5,000円とする。ただし、東京近郊以外に住所がある場合には、別途交通費を支給する。  
(事務手続き)

第14条 この規程の事務は人事課が行う。  
(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴取し理事会が行う。

#### 付 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 学校法人千葉学園役員、評議員及び所属長報酬規程、学校法人千葉学園役員等退職金及び弔慰金支給規程、学校法人千葉学園役員等退職金及び弔慰金支給規程施行細則、役員及び評議員の委員手当に関する取扱いについて（申し合わせ）は、この規程の施行と同時に廃止する。

#### 付 則（2025年6月25日改正）

この規則は、2025年6月25日から施行する。

#### 別表

評議員手当月額表

評議員（学内）	21,000円
評議員（学外）	30,000円